

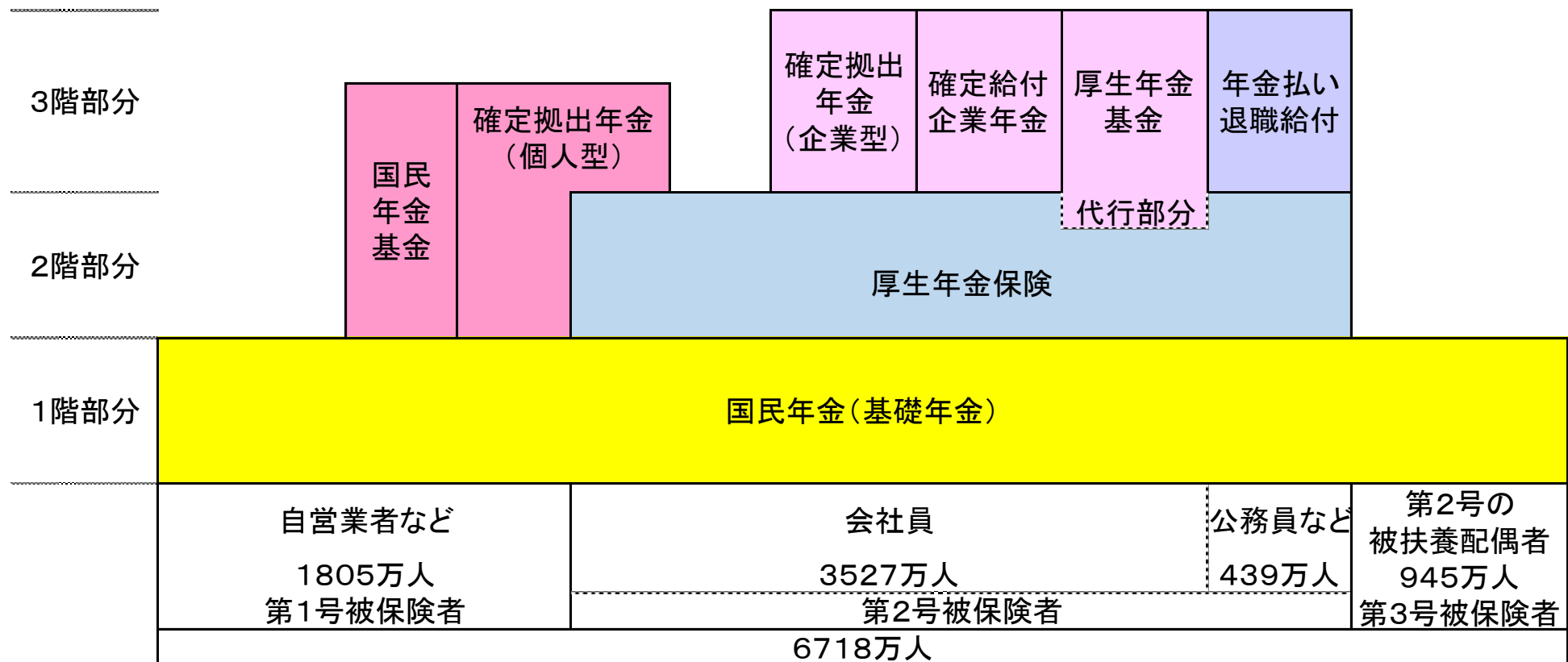
遺族年金 知っておきたい 3つのこと



年金研究所コンシリウス

www.kinyuchishiki.jp

<年金制度のしくみ>



< 公的年金の給付 >

	国民年金	厚生年金
老齢給付	(老齢基礎年金) ・65歳以降終身支給 ・保険料納付済み期間などによる金額	(老齢厚生年金) ・65歳以降終身支給 ・保険料納付済み期間、平均標準報酬額による金額
障害給付	(障害基礎年金) ・障害認定後一定の障害の状態にある限り終身支給 ・障害等級に応じた金額 1級 780,100円×1.25+子の加算 2級 780,100円+子の加算 子の加算は 第1子、第2子 各224,500円 第3子以降 各 74,800円	(障害厚生年金) ・障害認定後一定の障害の状態にある限り終身支給 ・平均標準報酬額、加入期間、障害等級による金額 1級 報酬比例年金額×1.25+配偶者の加給年金額(224,500円) 2級 報酬比例年金額+配偶者の加給年金額(224,500円) 3級 報酬比例の年金額(最低保証585,100円)
遺族給付	(遺族基礎年金) ・世帯主が死亡後、子が18歳の年度末まで支給 ・支給額 780,100円+子の加算 子の加算は、障害基礎年金と同じ	(遺族厚生年金) ・世帯主が死亡後、結婚などが無い限り終身支給 ・平均標準報酬額、加入期間、障害等級による金額 報酬比例年金額×3/4

* 金額は平成28年4月からのもの

＜妻の受給する遺族年金＞

夫の年金	夫が死亡時の状況	受給の内容
国民年金	子のある妻	・遺族基礎年金(子が18歳の年度末まで)
	子のない妻	・寡婦年金(60歳から65歳まで5年間の有期年金)
厚生年金	子のある妻	・遺族基礎年金(子が18歳の年度末まで) ・遺族厚生年金(終身年金) ・中高齢寡婦加算(遺族基礎年金を停止されて以降65歳まで)
	子のない30歳未満の妻	・遺族厚生年金(夫の死亡時から5年間の有期年金)
	子のない30歳以上40歳未満の妻	・遺族厚生年金(終身年金)
	子のない40歳以上65歳未満の妻	・遺族厚生年金(終身年金) ・中高齢寡婦加算(夫の死亡時から65歳まで)

<遺族年金の支給要件>

	支給要件(死亡した人の要件)	対象者(受取る人の要件)
国民年金 (遺族 基礎年金)	<p>①国民年金に加入中であつた</p> <p>②60歳過ぎたので国民年金に加入していないが、65歳未満で、かつ日本国内に住所があつた</p> <p>③老齢基礎年金を受給中、または老齢基礎年金の受給資格を満たしていた (①、②は下記の保険料納付要件を満たす必要あり) 保険料納付期間(免除期間含む)が、加入期間の2/3以上あること。または死亡した月の前々月までの1年間に、保険料未納がないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子のある妻または夫 ・子 (子とは18歳になった年の年度末まで、障害1級、2級の場合は20歳まで)
厚生年金 (遺族 厚生年金)	<p>①厚生年金に加入中であつた</p> <p>②厚生年金に加入していた人が、加入中の傷病がもとで初診日から5年以内に死亡した</p> <p>③1級、2級障害厚生年金の受給権があつた</p> <p>④老齢厚生年金を受給中、または受給資格を満たしていた (①、②は国民年金同様の保険料納付要件あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妻、子、及び55歳以上の夫 ・55歳以上の父母 ・孫 ・55歳以上の祖父母 (子、孫とは18歳になった年の年度末まで、障害1級、2級の場合は20歳まで)

＜国民年金からの遺族給付＞

	支給の内容など
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none">・年金額は、780,100円＋子の加算(平成28年4月～)・子の加算は、第1子・第2子 各224,500円、第3子以降 各74,800円
寡婦年金	<ul style="list-style-type: none">・夫の死亡時に婚姻関係が10年以上あり、生計を維持されていた<u>65歳未満の妻</u>に支給・(年金額)夫がもらえるはずであった基礎年金の3/4 (60歳から65歳までの有期年金)・(支給要件)死亡した夫が、①老齢基礎年金の受給資格を満たしており、かつ②障害基礎年金、老齢基礎年金の支給を受けたことがないこと
死亡一時金	<ul style="list-style-type: none">・生計を同じくしていた遺族に支給(優先順位は配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)・(支給額)保険料納付済みが36か月以上12万円、180か月以上14.5万円、240か月以上17万円、300か月以上22万円、360か月以上27万円、420か月以上32万円・(支給要件)死亡した人が、①保険料納付済み期間が36か月以上であること、②老齢基礎年金または障害基礎年金の支給を受けたことがないこと

＜厚生年金からの遺族給付＞

	支給の内容など
遺族厚生年金の年金額	<ul style="list-style-type: none">・年金額＝(平均標準報酬月額×7.125／1000×月数A＋平均標準報酬月額×5.481／1000×月数B)×3／4月数A:平成15年3月までの加入期間、月数B:平成15年3月以降の加入期間・短期要件(支給要件の①、②、③)では、加入期間が300月(25年)未満の場合、300月とみなして計算
中高齢寡婦加算	<ul style="list-style-type: none">・①夫の死亡時に40歳以上であった妻、②子が18歳の年度末を過ぎて遺族基礎年金の支給を停止された妻、に支給・年金額(年額)585,100円(平成28年4月～)
経過的寡婦加算	<ul style="list-style-type: none">・昭和31年4月1日以前に生まれた妻に対し、次のいずれかの場合に支給<ul style="list-style-type: none">①65歳以降にはじめて遺族厚生年金の権利を取得したこと②中高齢寡婦加算が支給されていた遺族厚生年金の受給権者であること・経過的寡婦加算＋該当者の老齢基礎年金<中高齢寡婦加算 となるよう設計されている・昭和61年3月まで会社員の妻は国民年金について任意加入。そのため昭和31年4月以前に生まれた妻は国民年金に加入していなかった人が多い。結果として老齢基礎年金が少額になっているため、経過的寡婦加算の支給で救済をしている

<遺族年金と老齢年金の選択・併給>

65歳以降の受給のパターン

○遺族基礎年金と遺族厚生年金を受給している人が、老齢基礎年金を受けられるようになったとき
・遺族基礎年金と老齢基礎年金を合わせて受給はできない。下記2パターンから選択

- ①〔遺族基礎年金〕+〔遺族厚生年金〕
- ②〔老齢基礎年金〕+〔遺族厚生年金〕

○遺族基礎年金と遺族厚生年金を受給している人が、老齢厚生年金を受けられるようになったとき
(ケース1)平成19年4月以降に65歳になった人
・自分の老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給
・遺族厚生年金が自分の老齢厚生年金より多い場合は、その差額を受給

○遺族基礎年金と遺族厚生年金を受給している人が、老齢厚生年金を受けられるようになったとき
(ケース2)平成19年4月以前に65歳で、すでに遺族厚生年金を受ける権利のある人
・下記の3パターンから選択

- ①〔老齢基礎年金〕+〔老齢厚生年金〕
- ②〔老齢基礎年金〕+〔遺族厚生年金〕
- ③〔老齢基礎年金〕+〔老齢厚生年金×1/2〕+〔遺族厚生年金×2/3〕

< 労災保険からの遺族給付 >

	支給の内容など
受給要件など	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族給付は、受給権者(受給資格者の最先順位者)に支給される 受給権者となる順番は、①妻・夫、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 ・妻は年齢に関係なく受給権者となる ・夫、父母、祖父母は、55歳以上 ・子や孫は、18歳の年度末まで ・兄弟姉妹は、18歳の年度末まで、もしくは55歳以上
A. 遺族(補償)年金 B. 遺族(補償)一時金	<p>A. 遺族数に応じ、給付基礎日額×日数分を終身年金で支給 遺族1人は153日分、2人は201日分、3人は223日分、4人以上は245日分</p> <p>B. 受給権者が遺族(補償)年金の受給要件を満たさない場合は、1000日分の一時金を支給 * 業務災害の場合は遺族補償年金、通勤災害の場合は遺族年金と言う</p>
A. 遺族特別年金 B. 遺族特別一時金	<p>A. 遺族数に応じ、給付基礎日額×日数分を終身年金で支給(被災労働者支援事業から支給) 遺族1人は153日分、2人は201日分、3人は223日分、4人以上は245日分</p> <p>B. 受給権者が遺族(補償)年金の受給要件を満たさない場合は、1000日分の一時金を支給</p>
遺族特別支給金	<ul style="list-style-type: none"> ・一律300万円支給(被災労働者支援事業から支給)

遺族年金 知っておきたい3つのこと

①公的年金には、遺族給付(遺族保障機能)があります。

- ・国民年金、厚生年金には、老齢給付、障害給付、遺族給付の3つの給付があります。
- ・遺族給付は、家計の担い手に万が一のことがあった場合の家族に対する保障機能です。
- ・遺族給付には、遺族基礎年金、遺族厚生年金などがあります。

②遺族給付は、世帯主が加入していた公的年金により内容が異なります。

- ・国民年金(個人事業者等) 遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金
- ・厚生年金(会社員等) 遺族基礎年金、遺族厚生年金、中高齢寡婦加算、経過的寡婦加算
- ・遺族基礎年金は「子育ての有期年金」、遺族厚生年金は「妻の終身年金」と言われます。
- ・国民年金の遺族給付は不十分なため、小規模企業共済や個人型確定拠出年金の利用が望まれます。

③労災保険には遺族給付(遺族補償機能)があります。

- ・労働者が業務災害、通勤災害で死亡した場合、遺族補償年金、遺族特別年金、遺族特別支給金などの支給があります。
- ・労災保険の遺族補償は、公的年金に比べて手厚くなっています。
- ・労災保険の遺族補償年金などは、国民年金や厚生年金との併給が可能です(一部減額あり)。

(データ出所)

以下の文献のデータから当研究所が作成

- ・厚生労働省 年金局 年金財政ホームページ
年金のポイント 平成25年、平成26年、平成27年
確定拠出年金法等の一部を改正する法律案
- ・日本年金機構 知っておきたい年金のはなし
遺族基礎年金または障害基礎年金を受けられる方へ
障害厚生年金、障害基礎年金を受けられる方へ
遺族厚生年金、遺族基礎年金を受けられる方へ
- ・(公財)労災保険情報センター
労災保険 保険給付等の種類

(免責事項)

本資料は、当研究所が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成していますが、これらの情報が完全、正確であるとの保証はいたしかねます。本資料は、お客様に対して税金・法律・投資上のアドバイスを提供する目的で作成されたものではありません。本資料にある情報をいかなる目的で使用される場合におきましても、お客様の判断と責任において使用されるものであり、本資料にある情報の使用による結果について当研究所が責任を負うものではありません。本資料は当研究所の著作物です。本資料のいかなる部分についても電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。



株式会社コンシリウス

website www.kinyuchishiki.jp

Email pikapikaskyland@gmail.com